

【フェノバルビタルナトリウム】

いやくひんとう なまえ いっぱんめい 医薬品等の名前(一般名)	フェノバルビタルナトリウム
しんりょうか 診療科	そうごうしゅうさんまぼ しりょうせん たーしんせいしか 総合周産期母子医療センター新生児科
ぶんるい 分類	てきおうがいしやう 適応外使用
しやう もくてき 使用の目的	ちやうそうざんじ しゅうちゅうちりやうかんりちゆう とく のうしつないしゅつけつほしやう きげんせい たか きかん ちんせい 超早産児の集中治療管理中、特に脳室内出血発症の危険性が高い期間の鎮静 を強化することを目的とし、他の薬剤では対応できない場合に全身麻酔薬である 本剤を使用します。
つか かた 使い方	ほか やくざい しやう はげ からだ うご とき ねど けんさまうちんせい 他の薬剤を使用していても激しく身体を動かしてしまう時に、MRI等の検査前鎮静 に使用されるよりも少ない量を静脈投与します。使用前後には心拍呼吸モニターや けつあつ へんか かんさつ 血圧の変化を観察します。
しやうにん び 承認日	れいわ ねん がつ にち 令和5年12月11日
い やくひん ふくさやう ひ が いきゅうさいせい じど 医薬品副作用被害救済制度	やくざい てきおうがいしやう い やくひん ふくさやう ひ が いきゅうさいせい じど たいしやうがい 薬剤の適応外使用は、医薬品副作用被害救済制度の対象外となることがありま す。独立行政法人医薬品医療機器総合機構のサイトで確認できます。 https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0011.html

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、おかかりの診療科・医師にご相談ください。

【添付文書について】

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>